

新型コロナウイルス感染症の影響により 水道料金・下水道使用料の納付が困難な方へ

(令和2年4月30日更新)

新型コロナウイルス感染症に罹患^{りかん}されたり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した、著しい損失を受けたなどの事情で、水道料金・下水道使用料の納付が困難となった方は、申請をいただくことにより個々の状況に応じて、納付期限の延長(猶予)が適用される場合がありますのでご相談ください。

【お問い合わせ先】

神戸町役場 上下水道課

電話:0584-27-0179